平成２８年（フ）第１８８号
岐阜市今嶺２丁目７番24号、前住所岐阜市芥見影山２丁目77番地４
債務者　アモーレみやこと　宮崎　吉次
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長坂　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１３３４号
横浜市戸塚区川上町91番地１　ＢＥＬＩＳＴＡタワー東戸塚1309号
債務者　深須　正夫
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角田　勝政
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９８１号
京都市西京区松尾木ノ曽町39番地２　ＣＯ・ＣＯ・ハイツ上桂　105号室
債務者　渡邊建設工業こと　渡辺　昭吾
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋田　智弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月20日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９８号
山形市大字灰塚123番地
債務者　東海林淳悦
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安孫子俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月20日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５８号
山梨県南巨摩郡南部町南部8468番地17
債務者　黒田ひとみ
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八巻佐知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３４６号
北九州市小倉南区南若園町８番２―103号
債務者　浦川　純一
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５２号
岐阜県大垣市丸の内２丁目44番地１
債務者　ダ　シルバ　アンドレ　ペレイラ
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
岐阜県大垣市丸の内２丁目44番地１
債務者　頼富由貴こと　ダ　シルバ　タリタ　ユキ　デ　ソウザ　ヨリトニ
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第２３５７号
大阪市住之江区新北島７丁目２番３―801号
債務者　岡田さおり
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６４１号
大阪市阿倍野区王子町４丁目１番102―406号
債務者　中山　　二
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６９２号
大阪府枚方市三矢町３番10―201号、前住所大阪府枚方市養父元町39番11―302号
債務者　**今**井ひとみ（旧姓嶋﨑）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７３５号
大阪府豊中市千里園２丁目３番５号　205号、前住所大阪府吹田市千里山竹園２丁目23番406号
債務者　大村　ゆか（旧姓巌樫）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７６０号
大阪市城東区鴫野西５丁目３番２―206号
債務者　増井由紀子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７６１号
大阪府豊中市岡町北３丁目６番21―305号
債務者　武田　智行
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７６７号
大阪市此花区梅香１丁目12番10―301号
債務者　福井　修二
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８１６号
大阪市住吉区苅田４丁目12番６―306号
債務者　**皿**誠大こと西誠大こと　李　　誠大
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８１８号
大阪市東淀川区東中島１丁目13番43―925号
債務者　平井　佳代（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部